諮問庁:防衛大臣

諮問日:令和5年7月13日(令和5年(行情)諮問第617号)

答申日:令和6年9月13日(令和6年度(行情)答申第370号)

事件名:行政文書ファイル「平成28年度 宿舎転任等通報表」につづられた

文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書(以下「本件請求文書」という。)の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書(以下、単に「文書」という。)1ないし文書25(以下、併せて「本件対象文書」という。)を特定し、その全部又は一部を開示した各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年1月10日付け防官文第15 9号及び令和5年3月31日付け同第7535号により防衛大臣(以下 「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った開示決定及び一部開示決定 (以下,順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」と いう。)について、原処分の取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1)原処分1関係

ア 電磁的記録についても特定を求める。

電磁的記録があれば、それについても特定を求めるものである。

イ 全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決 定)をすることを求める。

平成24年度(行情)答申第365号及び第367号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすること」を求めるものである。

(2) 原処分2関係

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべ きである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。こ

れでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を 申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものであ る。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示(部分不開示)の 範囲(量)が明確になるように開示を実施する必要がある」(24 頁)と定めており、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明 確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が 求められる。

ウ 電磁的記録についても特定を求める。

原処分2で特定された文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

エ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので,文書の特定に漏れがないか,念の ため確認を求める。

オ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当 する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和2年1月10日付け防官文第159号により、本件対象文書のうち、文書1について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分(原処分1)を行った後、令和5年3月31日付け防官文第7535号により、本件対象文書のうち、文書2ないし文書25について、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分2)を行った。

本件審査請求は、原処分(原処分1及び原処分2)に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約3年5か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分2において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のと おりであり、本件対象文書のうち、文書2ないし文書25について、法5 条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

- 3 審査請求人の主張について
- (1)審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、 本件対象文書は紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を 保有していない。
- (2)審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。
- (3)審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、文書2ないし文書25の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、その一部が同条1号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (4)審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (5)審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (6)審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、 法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらない。
- (7)以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分 を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年7月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年8月4日 審議

- ④ 令和6年7月26日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年9月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分 庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一 部を法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行 った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定の妥当性について
- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。
 - ア 本件請求文書は、行政文書ファイル管理簿に登録されている文書ファイル名「平成28年度 宿舎転任等通報表」につづられている文書(行政文書ファイル管理簿上の文書分類は、作成・取得年度:2016年度、大分類:宿舎、中分類:宿舎管理、名称(小分類):平成28年度 宿舎転任等通報表)である。原処分を行った経緯は、上記第3の1に記載したとおりであり、また、上記行政文書ファイルは、上記第3の3(1)において説明するとおり、紙媒体でのみ管理しているものであり、電磁的記録では管理しておらず、保有していない。
 - イ また、当該行政文書ファイルを確認したところ、文書1ないし文書 25 (本件対象文書)が管理されていることを確認し、その他につづ られている文書はなかった。
 - ウ 本件審査請求を受け、本件開示請求を受けた際と同様に、宿舎企画 室の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の再度の探索を行ったが、 本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認する ことはできなかった。

(2) 検討

ア 上記(1) アの諮問庁の説明に関し、当審査会事務局職員をして e - Gov(電子政府の総合窓口)の「行政文書ファイル管理簿の検索」において確認させたところ、本件対象文書の「媒体の種別」欄に「紙」と記載されており、諮問庁の上記(1) アの説明に符合することが認められる。上記(1) ア及びイ並びに上記第3の3(1) 及び(5) の諮問庁の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

諮問庁の上記(1)ウの探索の範囲等について、特段の問題がある ものとは認められない。

- イ そうすると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保 有していない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、 他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認めら れない。
- ウ したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に 該当する文書を保有しているとは認められない。
- 3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について,諮問庁は,上記第3の2のと おり(別表のとおり)説明するので,当審査会において本件対象文書を見 分したところにより,以下検討する。

- (1) 別表番号1に掲げる不開示部分について
 - ア 標記不開示部分には、特定の公務員宿舎の貸与を受け又は退去等を する防衛省・自衛隊の職員の氏名、異動事由、当該宿舎の名称、戸番、 官署名、当該職員が支払う月額等使用料及び異動に伴う使用料債権、 通報表に係る特記事項等が記載されていると認められる。
 - イ これを検討するに、当該不開示部分は、特定の公務員宿舎の貸与を 受け又は退去等をする職員ごとに一体として、法5条1号本文前段に 規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに 該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認め られない。

そして、標記不開示部分は、いずれも個人識別部分であるから、法 6条2項による部分開示の余地はない。

- ウ したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。
- (2) 別表番号2に掲げる不開示部分について
 - ア 標記不開示部分には,防衛省・自衛隊の起案者,決裁者,宿舎担当 者の氏名及び個人の印影が記載されていると認められる。
 - イ 標記不開示部分を不開示とする理由について,当審査会事務局職員 をして更に確認させたところ,諮問庁は,おおむね以下のとおり補足 して説明する。

当該不開示部分については、これらを公にすると、本件においては、特定の部署の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、更には宿舎に関する業務や各職員の異動先の業務に関して執ように不当な開示請求が行われ、宿舎に関する業務に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開

示とした。

- ウ これを検討するに、当該不開示部分を公にすると、特定の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする旨の上記イの諮問庁の説明は、否定することまではできない。そうすると、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- (3) 別表番号3に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の内線番号及びFAX番号が記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

- 4 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。
- 5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三,委員 木村琢麿,委員 中村真由美

別紙

1 (本件請求文書)

管理簿 新管理簿

作成・取得年度等 2016年度

府省名 防衛省本省

大分類 宿舎

中分類 宿舎管理

名称(小分類) 平成28年度 宿舎転任等通報表

2 (本件対象文書)

- 文書1 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について (防人厚第8 200号。28.4.18) (案文の1枚目のみ。)
- 文書 2 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について (防人厚第 8 2 0 0 号。 2 8 . 4 . 1 8) (案文の1枚目を除く。) 他 5 件
- 文書3 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報表について(報告) (他機関提出分) (平成28年4月)
- 文書4 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第9 868号。28.5.19)他6件
- 文書 5 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報表について(報告) (他機関提出分) (平成28年5月)
- 文書 6 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について (防人厚第 1 1 6 5 0 号。 2 8 . 6 . 2 0) 他 6 件
- 文書 7 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報表について(報告) (他機関提出分)(平成28年6月)
- 文書 8 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について (防人厚第 1 3 2 2 6 号。 2 8 . 7 . 1 5) 他 6 件
- 文書 9 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報表について(報告) (他機関提出分) (平成28年7月)
- 文書10 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について (防人厚第 14810号。28.8.22) 他5件
- 文書11 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報表について(報告) (他機関提出分) (平成28年8月)
- 文書12 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第 16553号。28.9.20)他6件
- 文書13 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報表について(報告) (他機関提出分) (平成28年9月)
- 文書14 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第 17811号。28.10.18)他6件

- 文書 1 5 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報表について(報告) (他機関提出分) (平成 2 8 年 1 0 月)
- 文書16 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第 19481号。28.11.21)他4件
- 文書17 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報表について(報告) (他機関提出分) (平成28年11月)
- 文書18 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第 20893号。28.12.16)他5件
- 文書19 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報表について(報告) (他機関提出分) (平成28年12月)
- 文書20 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第499号。29.1.18)他5件
- 文書 2 1 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報表について(報告) (他機関提出分) (平成 2 9 年 1 月)
- 文書22 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について (防人厚第 1981号。29.2.20) 他4件
- 文書23 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報表について(報告) (他機関提出分) (平成29年2月)
- 文書24 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報について(防人厚第3901号。29.3.21)他4件
- 文書 2 5 合同宿舎の被貸与者にかかる転任等の通報表について(報告) (他機関提出分) (平成 2 9 年 3 月)

別表 (不開示とした部分及び理由)

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2	14枚目ないし46枚目のそれ	個人に関する情
		ぞれ一部	報であり、これを
	文書 3	3枚目ないし15枚目,17枚	公にすることによ
		目ないし21枚目,23枚目な	り、特定の個人を
		いし59枚目,61枚目,65	識別することがで
		枚目ないし69枚目,73枚目	き,又は特定の個
		ないし147枚目,149枚目	人を識別すること
		ないし158枚目,160枚	はできないが、な
		目、161枚目及び163枚目	お個人の権利利益
		ないし177枚目のそれぞれ一	
		部	あることから、法
	文書4	17枚目ないし38枚目のそれ	
		ぞれ一部	るため不開示とし
	文書 5	4枚目ないし13枚目,15枚	た。
		目, 16枚目, 18枚目, 19	
		枚目、21枚目ないし24枚	
		目, 26枚目ないし28枚目,	
		30枚目ないし38枚目,40	
		枚目ないし44枚目,48枚目	
		ないし58枚目、60枚目ない	
		し66枚目,68枚目ないし8	
		3枚目,85枚目ないし87枚目 80枚目 01枚目ないし	
		目,89枚目,91枚目ないし 97枚目,99枚目,101枚	
		目ないし105枚目,107枚	
		目ないし109枚目,101枚	
		目ないし119枚目,121枚	
		目ないし125枚目,127枚	
		目, 128枚目, 130枚目及	
		び132枚目ないし137枚目	
		のそれぞれ一部	
	文書 6	17枚目ないし39枚目のそれ	
		ぞれ一部	
	文書 7	3枚目ないし12枚目,14枚	
		目、17枚目ないし23枚目、	

	T	
	25枚目ないし27枚目,29 枚目ないし36枚目,38枚	
	目, 40枚目ないし45枚目,	
	49枚目ないし59枚目,61	
	枚目, 63枚目ないし73枚	
	目, 75枚目ないし101枚	
	目, 103枚目ないし111枚	
	目, 113枚目ないし120枚	
	目, 122枚目, 124枚目な	
	いし126枚目,128枚目,	
	129枚目,131枚目,13	
	3枚目、135枚目及び137	
	枚目のそれぞれ一部	
文書 8	17枚目ないし39枚目のそれ	
	ぞれ一部	
文書 9	3枚目ないし6枚目,8枚目,	
	10枚目ないし12枚目,14	
	枚目、16枚目ないし18枚	
	目, 20枚目ないし25枚目,	
	27枚目,29枚目ないし36	
	枚目、38枚目、40枚目ない	
	し45枚目,49枚目ないし5	
	1枚目,53枚目ないし60枚	
	目, 62枚目ないし74枚目,	
	76枚目ないし100枚目,1	
	02枚目ないし110枚目,1	
	12枚目ないし117枚目,1	
	19枚目ないし123枚目,1	
	25枚目,126枚目,128	
	枚目, 130枚目及び132枚	
	目ないし134枚目のそれぞれ	
	一部	
文書 1 0	15枚目ないし35枚目のそれ	
	ぞれ一部	
文書 1 1	3枚目ないし6枚目,8枚目,	
	10枚目ないし12枚目,14	
	枚目,17枚目,19枚目ない	

し2 2枚目、2 4枚目、2 6枚目ないし2 8枚目、4 9枚目ないした 5 9枚目、4 0 4枚目、4 0 4枚目、 1 0 3枚目ないした 5 9枚目、6 1枚日、8 6枚日いしした 1 1枚目、1 0 3枚目目ないいししませいしり 1 1 1枚目、1 1 2 0枚目は 1 2 0枚目は 1 2 0枚目は 1 2 0枚目は 1 3 3 0枚目は 1 3 5枚目の 2 0枚目の 1 3 0枚目の 2 0枚目の 1 3 0枚目の 1 2 0枚目の 1 2 0枚目の 1 2 0枚目の 1 2 0枚目の 2 0枚目の 1 2 0枚目の 1 4枚目の 1 2 0枚目の 1 3 0枚目の 1 4枚目の 1 4枚目の 1 2 0枚目の 1 4枚目の 1 1 4枚目の 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	Г			
いし45枚目,49枚目ないし 59枚目,61枚目,63枚日 ないし84枚目,86枚目ない し88枚目,90枚目はないし1 01枚目,103枚目はないし1 20枚目,113枚目はないし1 20枚目,122枚目33枚目 及び135枚目のこれでは 目のそれでいし137枚目のそれで 131枚目のそれでいる2枚目のそれで か出のそれのよりではないしまので 15枚目ないし32枚目のそれの 2数目ないし32枚目のそれのそれの で表れのは12枚目のとのではでいる22枚目の28枚目、131枚目のとれがで 10枚目、17枚目のとのではでいる22枚目の22枚目の24枚目のとのではでいる24枚目のとのでは 10枚目のよりを10枚目のとのではでいた。10枚目のよりを10枚目のとのではでいる20枚目のよりを10枚目のよりを10枚目のよりを10枚目のよりを100分析目のよりを100分析目のよりを100分析目のよりを1100分析目のよりを1110分析目のよりを1110分析目のよりを1110分析目のよりを1110分析目のよりを1110分析目のよりを1110分析目のよりを1110分析目のよりを1110分析目のよりを1110分析目のよりを1110分析目のよりを1110分析目のよりを1110分析目のよりを1110分析目のよりを1110分析目のよりを1110分析目のよりを1110分析目のよりを1110分析目のよりを1110分析目のよりを1110分析目のよりには、122枚目				
5 9枚目, 6 1枚目, 6 3枚目 ないし8 4枚目, 8 6枚目ないし1 0 1枚目, 10 3枚目ないし1 1 1枚目, 11 3枚目ないし1 1 1枚目, 11 3枚目ないし1 2 0枚目, 12 2枚目, 12 9枚目, 13 1枚目ないし1 2 6枚目, 12 8枚目, 12 9枚目, 13 1枚目ないし1 3 7枚目のそれぞれ一部 文書12 10枚目の出りの表析目及び1 5枚目ないし1 3 7枚目のそれぞれ一部 文書13 3枚目ないし1 3 7枚目のそれぞれ一部 文書13 10枚目, 12枚目, 14枚目, 17枚目, 19枚目, 24枚目, 24枚目, 24枚目, 24枚目, 24枚目, 24枚目, 45枚目, 45枚目, 61枚目, 63枚目、65枚目ないし45枚目, 63枚目、65枚目ないし7 1枚目の名が以1 8 4枚目, 7 3枚目ないし8 4枚目, 8 2枚ないし9 7枚目月, 8 2枚ないし10 3枚目, 10 5枚目ないいし10 9枚目, 11 1枚目はないし10 9枚目, 11 1枚目はないし11 6枚目, 12 7枚目ないし12 2枚目, 12 4枚目, 12 9枚日及び13 1枚目ないし13 3枚目のそれぞれ一部 文書14 17枚目ないし2 7枚目及び2		目ないし2	3 枚目,30枚目7	な
ないし84枚目、86枚目ないし1 01枚目、103枚目ないし1 11枚目、113枚目ないし1 20枚目、122枚目のないし1 26枚目、128枚目、129枚目、131枚目のそれぞれ一部 文書12 10枚目ないし13枚目のそれぞれ一部 文書13 3枚目ないし13枚目のそれぞれ一部 文書13 3枚目ないし6枚目、8枚目、10枚目、12枚目、14枚目、12枚目、14枚目、22枚目、24枚目、30枚ないし22枚目のないし45枚目、40枚目、30枚ないし54枚目、40枚目、61枚目、61枚目、65枚目ないし45枚目、40枚目、65枚目のそれぞれで1084枚に1080枚目、65枚目のおり枚目、61枚目、63枚目、65枚目ないし109枚目、84枚目、705枚目ないし103枚目の20枚目、111枚目ないし103枚目、105枚目ないし109枚目、111枚目ないし109枚目、118枚目は127枚目、125枚目、124枚目、125枚目、127枚目、129枚目、125枚目、127枚目、129枚目、125枚目、127枚目、129枚目、127枚目、129枚目、127枚目、129枚目、127枚目、129枚目、127枚目のそれぞれ一部 文書14 17枚目ないし27枚目及び2		いし45枚	目, 49枚目ない	l
し88枚目,90枚目ないし1 01枚目,103枚目ないし1 11枚目,113枚目ないし1 20枚目,122枚目のにし1 26枚目,128枚目,129枚目,133枚目 及び135枚目のにし137枚目のそれぞれ一部 文書12 10枚目ないし13枚目のそれぞれ一部 文書13 3枚目ないし6枚目,8枚日,10枚目,12枚目のとれぞれ一部 文書13 3枚目ないし6枚目,14枚目,17枚目のと22枚目,24枚目,20枚目のないし22枚目のないし22枚目,30枚ないし54枚目,40枚目,45枚目のよいし54枚目,61枚目,61枚目,7枚目のおかないし54枚目,61枚目,61枚目,7数目のに84枚目,61枚目,7数付目の3枚目のと84枚目、86枚日のし103枚目の103枚目,105枚目ないし103枚目の105枚目の103枚目,111枚目ないし109枚目,111枚目ないし116枚目,118枚日は102枚目,125枚目,124枚目,125枚目,127枚目の2枚目のと131枚目のと133枚目のと131枚目ないし133枚目のと131枚目ないし133枚目のと131枚目ないし133枚目のそれぞれ一部 文書14 17枚目ないし27枚目及び2		59枚目,	6 1 枚目, 6 3 枚	
01枚目,103枚目ないし1 11枚目,113枚目ないし1 20枚目,122枚目ないし1 26枚目,128枚目,129 枚目,131枚目、133枚目 及び135枚目ないし137枚目のそれぞれ一部 文書12 10枚目ないし13枚目のでれぞれ一部 文書13 3枚目ないし32枚目のそれぞれ一部 文書13 3枚目ないし6枚目,8枚目,10枚目,12枚目,24枚目,26枚目ないし22枚目,24枚目のないし22枚目,24枚目のないし45枚目,49枚目、57枚目ないし54枚目,61枚目,63枚目、65枚目ないし84枚目,62枚目,65枚目ないし81枚目,86枚目のと80枚目のと80枚目のと80枚目のと80枚目のと80枚目のと80枚目のと80枚目のと80枚目のと80枚目のと80枚目のと80枚目のと80枚目のと80枚目の103枚目の112枚目の20枚目の122枚目、124枚目、125枚目、127枚目、129枚目のこ2000で131枚目ないし133枚目のそれぞれ一部 文書14 17枚目ないし27枚目及び2		ないし84	女目, 86枚目ない	()
1 1 枚目、113枚目ないし1 2 0 枚目、122枚目ないし1 2 6 枚目、128枚目、129 枚目、131枚目、133枚目及び135枚目ないし137枚目のそれぞれ一部 文書12 10枚目ないし13枚目及び15枚目ないし32枚目のそれぞれ一部 文書13 3枚目ないし6枚目、8枚目、10枚目、12枚目、14枚目、19枚目ないし22枚目、24枚目、26枚目ないし45枚目、40枚目、45枚目、40枚目、45枚目、65枚目ないし54枚目、67枚目、63枚目、65枚目ないし71枚目、73枚目ないし84枚目、80枚目、73枚目ないし103枚目、80枚目、82枚いし97枚目、99枚目ないし103枚目、105枚目ないし109枚目、111枚目ないし116枚目、118枚目ないし122枚目、124枚目、125枚目、124枚目、125枚目、127枚目ないし133枚目のそれぞれ一部 文書14 17枚目ないし27枚目及び2		し88枚目,	90枚目ないし	1
20枚目、122枚目ないし1 26枚目、128枚目、129 枚目、131枚目、133枚目 及び135枚目ないし137枚目のそれぞれ一部 文書12 10枚目ないし32枚目のそれぞれ一部 文書13 3枚目ないし32枚目のそれぞれ一部 文書13 3枚目ないし6枚目、8枚目、10枚目、12枚目、14枚目、19枚目ないし22枚目、26枚目ないし22枚目、26枚目ないし45枚目、4枚目、45枚目、40枚目、65枚目ないし45枚目、4枚目、63枚目、65枚目ないし目、84枚目、73枚目ないし84枚目、86枚目ないし84枚目、884枚に103枚目、82枚目に103枚目、105枚目ないし109枚目、111枚目ないし109枚目、111枚目ないし116枚目、118枚目ないし1122枚目、127枚目、125枚目、127枚目ないし133枚目のそれぞれ一部 文書14 17枚目ないし27枚目及び2		01枚目,	103枚目ないし	1
26枚目,128枚目,129 枚目,131枚目,133枚目 及び135枚目ないし137枚目のそれぞれ一部 文書12 10枚目ないし13枚目及び1 5枚目ないし32枚目のそれぞれ れ一部 文書13 3枚目ないし6枚目,8枚目, 10枚目,12枚目,14枚目,17枚目,19枚目ないし22枚目,24枚目,26枚目ないし22枚目,30枚目ないし22枚目,30枚ないし45枚目,49枚にし54枚目,57枚目ないし54枚目,61枚目,65枚目ないし71枚目,63枚目,65枚目ないし71枚目,73枚目ないし84枚目,82枚にし97枚目,82枚にし103枚目,105枚目ないし109 枚目,111枚目ないし109枚目,111枚目ないし116枚目,118枚目ないし122枚目,129枚目及び131枚目ないし133枚目のそれぞれ一部 文書14 17枚目ないし27枚目及び2		11枚目,	113枚目ないし	1
枚目, 131枚目, 133枚目 及び135枚目ないし137枚目のそれぞれ一部 文書12		20枚目,	122枚目ないし	1
及び135枚目ないし137枚目のそれぞれ一部 文書12 10枚目ないし13枚目及び15枚目ないし32枚目のそれぞれ一部 文書13 3枚目ないし6枚目,8枚目,10枚目,12枚目,14枚目,17枚目,19枚目ないし22枚目,24枚目,26枚目ないし28枚目,30枚目ないし45枚目,40円の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表		26枚目,	128枚目,12	9
目のそれぞれ一部 文書12		枚目, 13	1枚目, 133枚	
文書12 10枚目ないし13枚目及び1 5枚目ないし32枚目のそれぞれ一部 文書13 3枚目ないし6枚目,8枚目, 10枚目,12枚目,14枚 目,17枚目,19枚目ないし 22枚目,24枚目,26枚目ないし28枚目,30枚目ないし28枚目,30枚目ないし54枚目,49枚目ないし54枚目,65枚目ないし154枚目,65枚目ないし71枚目,73枚目ないし84枚目,86枚目ないし97枚目,86枚目ないし103枚目,86枚目ないし1097枚目,99枚目ないし103枚目,11枚目ないし116枚目,118枚目ないし116枚目,118枚目ないし1122枚目,124枚目,125枚目,127枚目,125枚目,127枚目,125枚目,127枚目及び131枚目ないし133枚目のそれぞれ一部 文書14 17枚目ないし27枚目及び2		及び1354	女目ないし1374	汝
5枚目ないし32枚目のそれぞれ一部 文書13 3枚目ないし6枚目,8枚目,10枚目,12枚目,14枚目,17枚目,19枚目ないし22枚目,24枚目,26枚目ないし28枚目,30枚目ないし54枚目,49枚目ないし54枚目,61枚目,63枚目、65枚目ないし71枚目,73枚目ないし84枚目,86枚目ないしり7枚目,89枚目ないし103枚目,105枚目ないし1097枚目,99枚目ないし103枚目,111枚目ないし116枚目,118枚目ないし116枚目,118枚目ないし122枚目,124枚目,125枚目,127枚目,125枚目,127枚目及び131枚目ないし133枚目のそれぞれ一部 文書14 17枚目ないし27枚目及び2		目のそれぞれ	一部	
文書13 3枚目ないし6枚目,8枚目,10枚目,12枚目,14枚目,17枚目,19枚目ないし22枚目,24枚目,26枚目ないし28枚目,30枚目ないし45枚目,49枚目ないし54枚目,57枚目ないし59枚目,61枚目,63枚目,73枚目ないし71枚目,73枚目ないし80枚目,82枚目ないし84枚目,86枚目ないし97枚目,99枚目ないし103枚目,105枚目ないし109枚目,111枚目ないし116枚目,118枚目ないし122枚目,127枚目,129枚目及び131枚目ないし133枚目のそれぞれ一部 文書14 17枚目ないし27枚目及び2	文書 1	2 10枚目ない	いし13枚目及び	1
文書13 3枚目ないし6枚目,8枚目, 10枚目,12枚目,14枚 目,17枚目,19枚目ないし 22枚目,24枚目,26枚目 ないし28枚目,30枚目ない し45枚目,49枚目ないし5 4枚目,57枚目ないし59枚 目,61枚目,63枚目,65 枚目ないし71枚目,73枚目 ないし80枚目,82枚目ない し84枚目,86枚目ないし9 7枚目,99枚目ないし103 枚目,111枚目ないし109 枚目,111枚目ないし116 枚目,127枚目,129枚目及 び131枚目ないし133枚目 のそれぞれ一部 文書14 17枚目ないし27枚目及び2		5枚目ない	232枚目のそれる	ぞ
10枚目,12枚目,14枚目,17枚目,19枚目ないし22枚目,24枚目,26枚目ないし28枚目,30枚目ないしちないしる数目,49枚目ないしち45枚目,57枚目ないし59枚目,61枚目,63枚目,65枚目ないし71枚目,73枚目ないし80枚目,82枚目ないし97枚目,99枚目ないし103枚目,111枚目ないし109枚目,111枚目ないし116枚目,118枚目ないし122枚目,124枚目,125枚目,127枚目,125枚目,127枚目、129枚目及び131枚目ないし133枚目のそれぞれ一部文書14 17枚目ないし27枚目及び2		れ一部		
目, 17枚目, 19枚目ないし 22枚目, 24枚目, 26枚目 ないし28枚目, 30枚目ない し45枚目, 49枚目ないし5 4枚目, 57枚目ないし59枚 目, 61枚目, 63枚目, 65 枚目ないし71枚目, 73枚目 ないし80枚目, 82枚目ない し84枚目, 86枚目ないし9 7枚目, 99枚目ないし103 枚目, 105枚目ないし109 枚目, 111枚目ないし116 枚目, 118枚目ないし1122 枚目, 124枚目, 125枚 目, 127枚目, 129枚目及 び131枚目ないし133枚目 のそれぞれ一部 文書14 17枚目ないし27枚目及び2	文書 1	3 3枚目ない	6枚目,8枚目,	
22枚目,24枚目,26枚目 ないし28枚目,30枚目ない し45枚目,49枚目ないし5 4枚目,57枚目ないし59枚目,61枚目,63枚目,65 枚目ないし71枚目,73枚目ないし80枚目,82枚目ないし9 7枚目,99枚目ないし103 枚目,105枚目ないし109 枚目,111枚目ないし116 枚目,118枚目ないし122 枚目,124枚目,125枚目,125枚目,127枚目,129枚目及び131枚目ないし133枚目のそれぞれ一部 文書14 17枚目ないし27枚目及び2		10枚目,	1 2 枚目, 1 4 村	文
ないし28枚目,30枚目ない し45枚目,49枚目ないし5 4枚目,57枚目ないし59枚 目,61枚目,63枚目,65 枚目ないし71枚目,73枚目 ないし80枚目,82枚目ない し84枚目,86枚目ないし9 7枚目,99枚目ないし103 枚目,105枚目ないし109 枚目,11枚目ないし116 枚目,118枚目ないし122 枚目,124枚目,125枚 目,127枚目,129枚目及 び131枚目ないし133枚目 のそれぞれ一部 文書14 17枚目ないし27枚目及び2		目, 17枚	目, 19枚目ない	l
し45枚目,49枚目ないし5 4枚目,57枚目ないし59枚 目,61枚目,63枚目,65 枚目ないし71枚目,73枚目 ないし80枚目,82枚目ない し84枚目,86枚目ないし9 7枚目,99枚目ないし103 枚目,105枚目ないし109 枚目,111枚目ないし116 枚目,118枚目ないし122 枚目,124枚目,125枚目,129枚目及 び131枚目ないし133枚目 のそれぞれ一部 文書14 17枚目ないし27枚目及び2		22枚目,	2 4 枚目, 2 6 枚	
4枚目,57枚目ないし59枚目,61枚目,61枚目,63枚目,63枚目,65枚目ないし71枚目,73枚目ないし80枚目,82枚目ないし84枚目,86枚目ないし97枚目,99枚目ないし103枚目,11枚目ないし109枚目,111枚目ないし116枚目,118枚目ないし122枚目,127枚目,125枚目,127枚目,129枚目及び131枚目ないし133枚目のそれぞれ一部 文書14 17枚目ないし27枚目及び2		ないし28	女目, 30枚目ない	()
目,61枚目,63枚目,65 枚目ないし71枚目,73枚目 ないし80枚目,82枚目ない し84枚目,86枚目ないし9 7枚目,99枚目ないし103 枚目,105枚目ないし109 枚目,111枚目ないし116 枚目,118枚目ないし122 枚目,124枚目,125枚目,129枚目及 び131枚目ないし133枚目のそれぞれ一部 文書14 17枚目ないし27枚目及び2		し45枚目,	49枚目ないし	5
枚目ないし71枚目,73枚目 ないし80枚目,82枚目ない し84枚目,86枚目ないし9 7枚目,99枚目ないし103 枚目,105枚目ないし109 枚目,11枚目ないし116 枚目,118枚目ないし122 枚目,124枚目,125枚目,127枚目及び131枚目ないし133枚目のそれぞれ一部 文書14 17枚目ないし27枚目及び2		4枚目, 5	7枚目ないし594	汝
ないし80枚目,82枚目ない し84枚目,86枚目ないし9 7枚目,99枚目ないし103 枚目,105枚目ないし109 枚目,111枚目ないし116 枚目,118枚目ないし122 枚目,124枚目,125枚 目,127枚目,129枚目及 び131枚目ないし133枚目 のそれぞれ一部 文書14 17枚目ないし27枚目及び2		目, 61枚	目, 63枚目, 6	5
し84枚目,86枚目ないし9 7枚目,99枚目ないし103 枚目,105枚目ないし109 枚目,111枚目ないし116 枚目,118枚目ないし122 枚目,124枚目,125枚 目,127枚目,129枚目及 び131枚目ないし133枚目 のそれぞれ一部 文書14 17枚目ないし27枚目及び2		枚目ないし	7 1 枚目, 7 3 枚	
7枚目,99枚目ないし103 枚目,105枚目ないし109 枚目,111枚目ないし116 枚目,118枚目ないし122 枚目,124枚目,125枚 目,127枚目,129枚目及 び131枚目ないし133枚目 のそれぞれ一部 文書14 17枚目ないし27枚目及び2		ないし80	女目, 82枚目ない	()
枚目, 105枚目ないし109 枚目, 111枚目ないし116 枚目, 118枚目ないし122 枚目, 124枚目, 125枚 目, 127枚目, 129枚目及 び131枚目ないし133枚目 のそれぞれ一部 文書14 17枚目ないし27枚目及び2		し84枚目,	86枚目ないし	9
枚目, 111枚目ないし116 枚目, 118枚目ないし122 枚目, 124枚目, 125枚 目, 127枚目, 129枚目及 び131枚目ないし133枚目 のそれぞれ一部 文書14 17枚目ないし27枚目及び2		7枚目, 9	9枚目ないし10	3
枚目, 118枚目ないし122 枚目, 124枚目, 125枚 目, 127枚目, 129枚目及 び131枚目ないし133枚目 のそれぞれ一部 文書14 17枚目ないし27枚目及び2		枚目, 10	5枚目ないし10	9
枚目, 124枚目, 125枚 目, 127枚目, 129枚目及 び131枚目ないし133枚目 のそれぞれ一部 文書14 17枚目ないし27枚目及び2		枚目, 11	1枚目ないし11	6
目、127枚目、129枚目及び131枚目ないし133枚目のそれぞれ一部文書1417枚目ないし27枚目及び2		枚目, 11	8 枚目ないし12	2
び131枚目ないし133枚目 のそれぞれ一部文書1417枚目ないし27枚目及び2		枚目, 12	4 枚目, 1 2 5 相	文
のそれぞれ一部文書1417枚目ないし27枚目及び2		目, 127	女目,129枚目》	及
文書14 17枚目ないし27枚目及び2		び131枚	目ないし133枚	
		のそれぞれ-	- 部	
9枚目ないし37枚目のそれぞ	文書 1	4 17枚目ない	、し27枚目及び	2
		9枚目ない	237枚目のそれる	ぞ

	れ一部	
文書 1 5	3 枚 目 , 5 枚 目 , 6 枚 目 , 8 枚	
入音10	B, 10枚目, 12枚目, 15	
	枚目, 17枚目ないし20枚	
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	26枚目,28枚目ないし49	
	枚目, 52枚目ないし54枚	
	目, 56枚目, 58枚目, 60	
	枚目ないし67枚目、69枚目	
	ないし75枚目,77枚目ない	
	し79枚目,81枚目ないし9	
	2枚目, 94枚目, 96枚目,	
	98枚目ないし102枚目,1	
	04枚目ないし111枚目,1	
	13枚目ないし117枚目,1	
	19枚目, 121枚目, 123	
	枚目,125枚目及び127枚	
	目ないし129枚目のそれぞれ	
	平台	
文書 1 6	13枚目ないし23枚目及び2	
	5枚目ないし31枚目のそれぞ	
	れ一部	
文書 1 7	3枚目ないし6枚目,8枚目,	
	10枚目,12枚目,15枚目	
	ないし17枚目,19枚目,2	
	1枚目,23枚目ないし26枚	
	目, 28枚目, 30枚目ないし	
	38枚目,40枚目ないし43	
	枚目, 47枚目ないし52枚	
	目, 54枚目, 55枚目, 57	
	枚目,59枚目,61枚目,6	
	3枚目, 65枚目ないし67枚	
	目、69枚目ないし71枚目、	
	73枚目ないし95枚目,97	
	枚目, 99枚目, 101枚目な	
	いし107枚目,109枚目な	
	いし115枚目,117枚目,	

	T
	118枚目, 120枚目ないし
	125枚目,127枚目,12
	9枚目,131枚目及び133
	枚目ないし135枚目のそれぞ
	れ一部
文書 18	15枚目ないし25枚目及び2
	7枚目ないし35枚目のそれぞ
	れ一部
文書 1 9	3枚目ないし6枚目,8枚目,
	10枚目,12枚目,14枚目
	ないし16枚目,19枚目,2
	1枚目ないし24枚目,26枚
	目,28枚目ないし30枚目,
	32枚目,34枚目ないし40
	枚目, 42枚目, 44枚目, 4
	6枚目, 47枚目, 51枚目,
	52枚目,54枚目ないし58
	枚目, 60枚目, 61枚目, 6
	3枚目,65枚目,67枚目,
	69枚目,71枚目ないし82
	枚目、84枚目ないし86枚
	目,88枚目ないし98枚目,
	100枚目ないし102枚目,
	104枚目ないし110枚目,
	112枚目ないし119枚目,
	121枚目ないし125枚目,
	127枚目,128枚目,13
	0枚目,132枚目及び134
	枚目ないし138枚目のそれぞ
	れ一部
文書 2 0	5枚目ないし7枚目,10枚目
	ないし17枚目,21枚目,2
	4枚目ないし26枚目,29枚
	目ないし31枚目及び34枚目
	のそれぞれ一部
文書 2 1	3枚目,5枚目,6枚目,8枚
	目, 10枚目, 12枚目, 14

	枚目ないし16枚目,19枚	
	目, 21枚目ないし24枚目,	
	26枚目,28枚目ないし30	
	枚目, 32枚目, 34枚目, 3	
	6枚目ないし40枚目,42枚	
	目ないし44枚目,46枚目な	
	いし53枚目,55枚目ないし	
	62枚目,64枚目,66枚	
	目, 68枚目, 70枚目, 72	
	枚目ないし79枚目,81枚目	
	ないし83枚目,85枚目ない	
	し95枚目,97枚目,99枚	
	目,101枚目ないし105枚	
	目,107枚目ないし114枚	
	目,116枚目ないし118枚	
	目, 120枚目, 122枚目,	
	123枚目,125枚目,12	
	7枚目、129枚目及び131	
	枚目のそれぞれ一部	
文書 2 2	14枚目及び16枚目ないし3	
	1枚目のそれぞれ一部	
文書 2 3	3枚目ないし6枚目,8枚目,	
	10枚目,12枚目,14枚目	
	ないし16枚目,19枚目,2	
	1枚目ないし24枚目,26枚	
	目,28枚目ないし30枚目,	
	32枚目,34枚目,36枚目	
	ないし40枚目,42枚目ない	
	し44枚目,46枚目,47枚	
	目,51枚目ないし56枚目,	
	58枚目ないし61枚目,63	
	枚目, 65枚目, 67枚目, 6	
	9枚目,71枚目ないし73枚	
	目,75枚目,77枚目,79	
	枚目ないし82枚目,84枚目	
	ないし88枚目,90枚目,9	
	2枚目ないし100枚目,10	

		9 th H 1 0 4 th H 1 0 6 th	
		2枚目, 104枚目, 106枚 目ないし110枚目, 112枚	
		目ないし118枚目, 120枚	
		目ないし122枚目, 124枚	
		目, 126枚目, 127枚目,	
		129枚目, 131枚目, 13	
		3枚目及び135枚目のそれぞ れ一部	
	女妻94		
	文書 2 4	1 4 枚目及び 1 6 枚目ないし 3 1 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 5		
	入青 2 3	3枚目ないし8枚目, 10枚目	
		ないし12枚目,14枚目ない	
		し16枚目, 19枚目, 21枚	
		目ないし24枚目,26枚目, 28枚目ないし30枚目,32	
		枚目ないし34枚目,36枚目	
		ないし60枚目,62枚目ない	
		し68枚目,70枚目ないし7	
		2枚目, 74枚目, 76枚目な	
		いし81枚目,83枚目ないし	
		87枚目,89枚目ないし10	
		1枚目, 103枚目, 105枚	
		目ないし111枚目, 113枚	
		目ないし118枚目, 120枚	
		目ないし124枚目, 126枚	
		目, 127枚目, 129枚目ない。125枚目な	
		いし133枚目,135枚目及 び127枚目のそれぞれ一部	
2	文書 2	び137枚目のそれぞれ一部 1枚目の一部 (連絡先を除	個人に関する情
2	入目 2	(人。)	報であり、これを
	文書 3	<u>``。</u> 1枚目及び16枚目のそれぞれ	公にすることによ
	7 = 0	一部(1枚目の内線番号及びF	り、個人の権利利
		AX番号を除く。)	益を害するおそれ
	文書 4	1枚目の一部(連絡先を除	があるとともに,
		<.)	国の機関が行う行
	文書 5	1枚目の一部(内線番号及びF	政事務に関する情
		AX番号を除く。)	報であり、これを

	文書 6	1枚目の一部(連絡先を除	公にすることによ
		<.)	り、行政事務の適
	文書 7	15枚目の一部	正な遂行に支障を
	文書8	1 枚目の一部 (連絡先を除	及ぼすおそれがあ
		<.)	ることから,法5
	文書 9	15枚目の一部	条1号及び6号柱
	文書10	1枚目の一部(連絡先を除	書きに該当するた
		< 。)	め不開示とした。
	文書11	15枚目の一部	
	文書 1 2	1枚目の一部(連絡先を除	
		<.)	
	文書 1 3	15枚目の一部	
	文書 1 4	1枚目の一部(連絡先を除	
		<.)	
	文書 1 5	13枚目の一部	
	文書 1 6	1枚目の一部(連絡先を除	
		() th II () th	
	文書 1 7	13枚目の一部	
	文書 1 8	1 枚目の一部(連絡先を除	
	文書 1 9	く。) 17枚目の一部	
	文書 2 0	1 枚目の一部 (連絡先を除	
	文音 2 0	「 () 一	
	文書 2 1	 17枚目の一部	
	文書22	1枚目の一部(連絡先を除	
		<.)	
	文書 2 3	17枚目の一部	
	文書 2 4	1枚目の一部(連絡先を除	
		<。)	
	文書 2 5	17枚目の一部	
3	文書 2	1枚目の連絡先	国の機関が行う
	文書 3	1枚目の内線番号及びFAX番	行政事務に関する
		뭉	情報であり、これ
	文書4	1枚目の連絡先	を公にすることに
	文書 5	1枚目の内線番号及びFAX番	より、偽計等の対
		号	象とされ、緊急時
	文書6,文	1枚目の連絡先	あるいは必要な部

書8,文書	外との連絡・調整
10, 文書	に支障を来たすな
12, 文書	ど、行政事務の適
14, 文書	正な遂行に支障を
16, 文書	及ぼすおそれがあ
18, 文書	ることから, 法5
20, 文書	条6号柱書きに該
22及び文	当するため不開示
書 2 4	とした。